第1082号　平成16年（2004年）3月1日

土曜窓口開庁を行っています

仕事などの都合で平日に市役所に来庁できない方の利便を図るため、土曜日に一部の窓口を開き、住民票の写しや市・都民税課税（非課税）証明書の交付等の業務を行っています。

なお、取り扱う業務の詳細や必要書類等は、必ず事前に各担当課へ確認してください。（企画調整課）

▽開庁時間＝午前8時30分～午後5時15分
▽開庁窓口及び主な業務＝下表のとおり
▽注意＝①転入、転出、転居などの届け出はできません②請求者の資格要件が限定されているものがあります③手続きが複雑なものがあります④申請や請求に印鑑が必要なものがあります⑤申請や請求に委任状など提出または提示する書類が必要な場合があります⑥場合により証明書などを交付できないことがあります

開庁窓口		主な取扱業務
市役所本庁舎 ☎585・1111	市民課	住民票の写しの交付
		印鑑の登録及び廃止
		印鑑登録証明書の交付
		戸籍、除籍及び改製原の謄本及び抄本の交付
		戸籍の附票の写しの交付
		身分証明書の交付
		町名地番変更証明書の交付
		年金現況届の証明
		母子健康手帳の交付
		戸籍届書の受領
	市民税課	市・都民税課税（非課税）証明書の交付
	納税課	納税証明書の交付
		税金（市税）の収納及び納税相談
	保険年金課	療養費及び高額療養費の申請受付
		保険税の収納及び納税相談
		年金免除申請（一般及び学生特例）受付
	市民相談窓口	庁内案内及び各種相談案内
		資料の配布
七生支所 ☎591－7712		市役所本庁舎市民課の取扱業務と同じ ※戸籍届書の受領は除く
		市・都民税課税（非課税）証明書の交付
		税金（市税）の収納　※納付書をご持参ください
豊田駅連絡所 ☎583－5003		市役所本庁舎市民課の取扱業務と同じ ※印鑑の登録及び廃止、身分証明書の交付、戸籍届書の受領は除く
		市・都民税課税（非課税）証明書の交付

日野人（ひのびと）げんき！

さあ、体を動かして健康に

さわやか健康体操

（第6期4月～7月）

運動習慣をつけたい60歳以上の皆さん、さあ始めてみませんか？受講回数にかかわらず継続できますので、ぜひご参加ください。

「**会場・日程**」左表のとおり※週1回で全15回「**内容**」簡単な足腰運動・体操「**対象**」現在継続的な運動を行っていない、全日程参加できる60歳以上の市民※運動・体操の教室やサークルに参加している方はご遠慮ください。送迎はありません「**申込み**」3月11日㈭（必着）までに、左下の記載例を参考に、往復ハガキで（1人1通。夫婦で同一会場を希望される場合は1通で）「**注意**」各会場、申込多数の場合は抽選。会場、曜日の変更をお願いすることもあります。

●さわやか健康体操日程表

会場	曜日
生活・保健センター（日野本町1－6－2）※駐車場はありません	毎週火曜日午前
	毎週水曜日午前
	毎週金曜日午前
南平体育館（南平4－23－1）	毎週水曜日午前
多摩平ゆりの木集会所（多摩平4－7）※駐車場はありません	毎週木曜日午前
トム・スポーツクラブ（旭が丘3－1－25）※駐車場はありません	毎週月曜日午前
	毎週金曜日午前
	毎週金曜日午後
福祉支援センター（高幡1011）※駐車場はありません	毎週月曜日午前
	毎週木曜日午前
南平駅西交流センター（平山4－18－1）※駐車場はありません	毎週木曜日午前
新町1丁目集会所（新町1－13－5）※駐車場はありません	毎週木曜日午前
平山地区センター（平山5－18－1）※駐車場はありません	毎週水曜日午前
湯沢福祉センター（程久保873）※駐車場はありません	毎週火曜日午後
東町交流センター（日野1241－1）※駐車場はありません	毎週月曜日午前
富士電機システムズ㈱健康増進センター（新規）（富士町1）※駐車場はありません	毎週火曜日午前

※祝日等で曜日が違う日もあります。1時間の教室です。途中で他の会場への変更はできません

さわやか健康体操申し込みハガキの書き方　※ご夫婦での申し込みは1通で

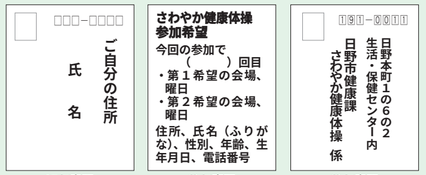

返信表面　往信裏面　往信表面

パワーリハビリテーション

（平成16年度第1期4月～6月）

要介護認定で「非該当」「要支援」の方を対象にした介護予防・自立支援のマシントレーニングです。申し込み制となりますので、説明会で申込用紙を配布します。説明会に出席できない方はご相談ください。また、運動を補助していただけるボランティアも募集しています。

「**日程**」毎週月曜・木曜日午後1時30分～3時（全22回）「**会場**」生活・保健センター「**内容**」マシントレーニング「**対象**」次のすべてに該当する方①要介護認定で「非該当」「要支援」の判定を受けた概ね65歳～75歳の方②トレーニングを行ううえで、身体的な支障のない方③オリエンテーションに参加し、週2回通える方④パワーリハビリテーションへの意欲があり、家族等の協力を得られる方※送迎はありません「**定員**」15人程度

結果は、3月下旬に通知します

「**問合せ先**」健康課（☎581・4111）

▼**説明会**
「**日時**」3月9日㈫午前10時～11時「**会場**」生活・保健センター

以上「**問合せ先**」健康課（☎581・4111）

都市計画案の縦覧

東京都では、都内の市街化区域と市街化調整区域の区分（区域区分）及び用途地域等の見直しを行い、平成16年半ばまでに都市計画変更を行うこととしました。この都市計画変更案について、都市計画法第17条に基づき縦覧を行います。なお、昨年9月1日号の広報でお知らせしたもので、図中⑰については、地区計画の策定に合わせた用途地域等の見直しを行うため、今回の全体見直しでの変更はありません。

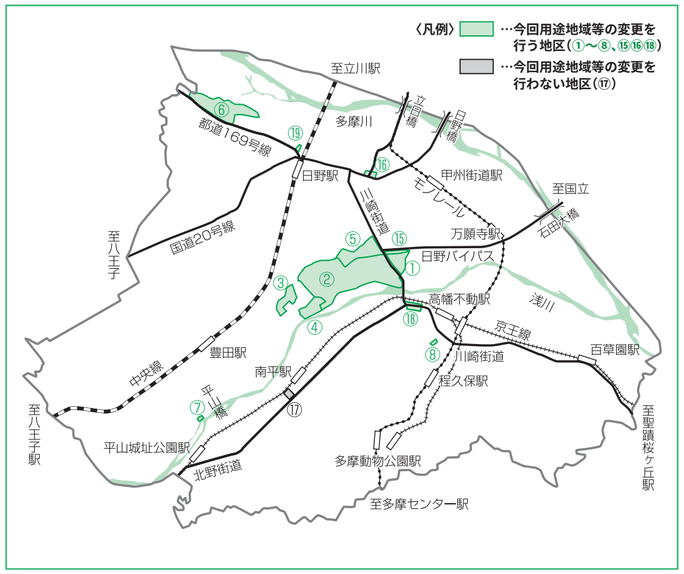

＜見直し内容＞

(1) 低層住宅地での見直し（建ぺい率 40%、容積率 80%へ）……①～⑧
(2)－1 都市計画道路沿道用途の見直し（準住居地域、建ぺい率 60%、容積率200%へ）……⑮
(2)－2 都市計画道路沿道用途の見直し（近隣商業地域、建ぺい率 80%、容積率200%へ）…⑯⑱⑲

※⑮、⑲は［第1種高度地区・防火指定なし］から［第2種高度地区・準防火地域］へ変更になります

＜見直し予定地区名＞

①上田地区
②川辺堀之内地区
③④東豊田1丁目地区
⑤川辺堀之内北地区
⑥栄町4丁目及び5丁目地区
⑦平山橋西側付近
⑧高幡山南側付近
⑮上田地区（日野バイパス沿道）
⑯新奥多摩街道入口交差点北側付近
⑱高幡橋南側交差点東側付近
⑲栄町1丁目付近（日3・4・17号線沿道）

「**縦覧の対象となる都市計画案**」①区域区分②用途地域等の見直し「**対象区域**」東京都都市計画区域の全域（檜原村、奥多摩町及び島しょ部を除く）「**期間・会場**」3月9日㈫～23日㈫（土曜・日曜日、祝日は除く）に東京都都市計画課及び市役所3階都市計画課「**意見書の提出**」3月23日㈫（必着）までに意見書を、〒163－8001新宿区西新宿2の8の1東京都都市計画局都市計画課（☎03・5388・3225）へ郵送または持参「**問合せ先**」市都市計画課

市有地の公売

南平駅北側の3区画

日野市有地を公売しています。駅に近く生活施設が充実した区画です。現地を一度ご覧になり、ご希望の場所をお申し込みください。

「**案内配布場所**」市役所4階管財課「**市有地の位置・面積・価格**」地図・下表参照「**申込資格**」代金の支払い能力がある個人「**申込み**」随時。月曜～金曜日の午前9時～午後4時に管財課へ※買い取り権利の取得決定は1日を単位とし、同日に複数の申し込みがあった場合は抽選により決定。1人の場合は受付時間終了後に決定「**注意**」①申し込みは1人1区画1通まで②同一世帯を構成している方は1人と判定「**問合せ先**」管財課

日野市有地公売一覧表

番号	面積（㎡）	単価（円／㎡）	価格（円）	建ぺい率／容積率(%)
1	139.59	201,000	28,057,590	40／80
2	148.26	166,000	24,611,160	40／80
3	129.30	201,000	25,989,300	40／80

※用途地域はすべて第1種低層住居専用地域

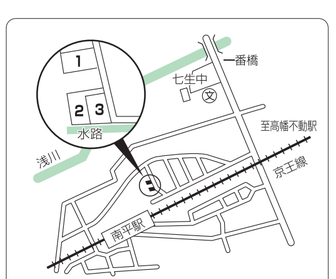

下水道使用料の改定と新たな減免制度がスタートします

下水道使用料が4月1日㈭から改定されます（別表1参照。現行の使用料は、平成12年4月に改定したものですが、汚水処理にかかる費用との間に大きな格差が生じてきました。今回の改定は、その一部を使用者の皆さんにご負担いただくためのものです。ご理解・ご協力をお願いします。

また、同時に新たな減免制度がスタートします。今回、下水道使用料の減免対象に、福祉関係者や生活に密着した業種などを追加しました。減免対象者一覧表（別表2参照）を確認し、該当する方は4月1日㈭以降に下水道普及課（4月以降、下水道課）に申請してください。

「**注意**」①高齢者世帯は、明治44年4月1日以前に生まれた方で、老齢福祉年金を受給している場合に、その世帯が対象となります②現在、減免の適用を受けている方は、改めて申請する必要はありません③減免の適用は、申請書を下水道普及課で受け付けた日の属する使用期間の翌使用期間より適用します④生活関連業種の適応基準等、詳細は問い合わせを「**問合せ先**」下水道普及課

【別表1】下水道使用料金（1カ月分）

汚水の種別	汚水排出量	改正前	改正後
一般汚水	0㎥～8㎥	基本料金560円	基本料金560円
	9㎥～10㎥		1㎥につき110円
	11㎥～20㎥	1㎥につき108円	
	21㎥～30㎥	1㎥につき144円	1㎥につき140円
	31㎥～50㎥		1㎥につき170円
	51㎥～100㎥	1㎥につき180円	1㎥につき200円
	101㎥～200㎥	1㎥につき210円	1㎥につき230円
	201㎥～500㎥	1㎥につき250円	1㎥につき270円
	501㎥～1000㎥	1㎥につき290円	1㎥につき310円
	1001㎥以上	1㎥につき330円	1㎥につき345円
浴場汚水（公衆浴場）	0㎥～8㎥	基本料金130円	基本料金130円
	9㎥～10㎥		1㎥につき13円
	11㎥以上	1㎥につき13円	

※ただし、9～10㎥の使用者については、当分の間、560円に軽減します。上記の金額に消費税相当額が加算されます

計算例（23㎥／月の場合）
{560円（基本料金）＋1,320円（110円×12㎥）＋420円（140円×3㎥）}×1.05＝2,415円

【別表2】減免対象者一覧表

対象	適応基準	減免内容
生活扶助世帯	生活保護法により、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助を受ける者	基本料金
児童扶養手当受給世帯	児童扶養手当法により、児童扶養手当の支給を受ける者	基本料金
特別児童扶養手当受給世帯	特別児童扶養手当等の支給に関する法律により、特別児童扶養手当の支給を受ける者	基本料金
旧母子福祉年金または旧準母子福祉年金で遺族基礎年金受給世帯	国民年金法により旧母子福祉年金または旧準母子福祉年金の受給権を有する者で、遺族基礎年金の支給を受ける者	基本料金
公衆浴場営業	公衆浴場営業の用に供した施設。ただし、温泉、むしぶろその他の特殊な公衆浴場営業を除く	基本料金
医療施設	医療法第1条の5第1項に規定する病院	5,000㎥以下の料金の10%
社会福祉施設	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項または第3項第2号から第11号までに規定する事業を行う施設	料金の20%
皮革関連企業	化製場等に関する法律第1条第2項に規定する化製場及び染革業	200㎥超10,000㎥まで料金の50% 10,000㎥超料金の30%
めっき業	めっき業を専業とする者の当該めっき業に係る施設	100㎥超料金の20%
染色整理業	染料、顔料及びその他の着色料を使用して繊維または繊維製品に染色することを専業とする施設	50㎥超3,000㎥まで料金の10%
高齢者世帯	国民年金法等の一部を改正する法律附則第32条第1項の規定による老齢福祉年金の受給世帯	基本料金
生活関連業種	パン製造小売業、クリーニング業、魚介類小売業、豆腐製造小売業、日本そば店、中華そば店、めん類製造業、野菜小売業、かまぼこ水産加工業、こんにゃく製造業、民生食堂・大衆食堂、食肉小売業、大衆すし店、あん類製造業、ソース製造業、つけ物製造業、そうざい製造業、つくだ煮製造業、ハム・ソーセージ製造業、水産物仲卸業、簡易宿所営業等、理容業、美容業の23業種	30㎥超200㎥までの料金について、1㎥につき5円を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額
特定非営利活動法人（NPO法人）	特定非営利活動促進法第13条第1項に規定する設立の登記をした法人のうち、同法別表の一の項に規定する福祉の増進を図る活動を行う施設	料金の20%
福祉関係無認可施設	福祉関係の法律による認可を受けていない団体が運営する通所による作業、訓練、授産の活動を目的とし、日野市福祉事務所長が認めた施設	料金の20%

ともに創りあげるまち実現のため「ひの市民活動団体連絡会」活動中！

日野市では、第4次基本構想・基本計画「日野いいプラン2010」に基づき、市民の福祉や地域社会の発展のため、NPO法人（特定非営利活動法人）をはじめとする市民活動団体が地域社会の一員として、相互に信頼し合い連携・協働していくための環境整備を進めています。また、さまざまな地域社会活動を行ってきた人材や、それらを通して培ってきた市民の知恵と経験等の情報を集めて、他の活動へ活用していくシステムづくりが必要と考えています。

このようなことを背景に、平成13年秋から、NPO法人をはじめとする市民活動団体と市が話し合いを重ね、「日野の市民活動を発展させ、協力しあいながら、市民がいきいきとする社会の実現を目指す」という目的で、平成15年4月に、ひの市民活動団体連絡会が発足しました（左表参照）。

この連絡会では、社会貢献を目的とする市民活動を支援・促進するための施設として、「市民活動支援センター」を市と協働で運営し、市民活動団体同士の交流促進及び市民活動を活性化するための活動を行っています。この一環として、市民活動支援センターでは、NPOやボランティアをはじめとする様々な市民活動に関する相談窓口（毎週火曜・金曜日午後1時～4時）を開設しています。

また、市民活動に関する情報の交換や発信の手段としてホームページを開設し、メールマガジンを発行しています（ホームページhttp://www.c-hino.com/civic_action_in_hino/）。ぜひご利用ください。

「**問合せ先**」企画調整課

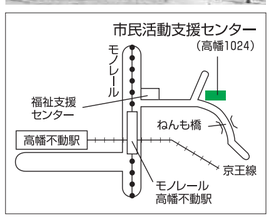

●ひの市民活動団体連絡会参加団体一覧

団体名（順不同）
NPO法人　サイバー日野
NPO法人　福祉カフェテリア
日野生涯現役を進める会
まちづくりフォーラム・ひの
NPO法人　日野映像支援隊
NPO法人　日野たすけあいワーカーズBeすけっと
NPO法人　共働事業所あいあむ
NPO法人　シニアネットクラブ
日野の自然を守る会
NPO法人　愛隣舎
地域にプレーパークをつくる会どろんこの国
NPO法人　日野レクリエーション協会
日野子ども劇場
浅川勉強会
NPO法人　ハート21の会
NPO法人　日野福祉の学校
労働紛争解決研究会
多摩ファイナンシャルプランニング協同研究会
地域通貨コアラの会
シルバーダンス教室
NPO法人　ヒューマンサポートジャパン